○科研費の不正経理

代表的なものは、①預け金・プール金、②カラ出張、③カラ謝金
の３つです。

①預け金（業者に架空取引を指示し、契約した物品が納入されていないのに納入されたなどとして代金を支払い、その支払金を当該業者に管理させるもの）
　プール金（カラ出張や出勤簿の改ざん等により、旅費や謝金を不正に請求するなどして、その差額等を研究室や個人等が管理するもの）

預け金・プール金は、研究費を本来の目的以外に使用することとなるので、特定の研究のために補助をする科研費の趣旨に反しています。私的流用に限らず、目的外の研究に使用することも禁止されているのです。

②カラ出張（実際に出張していないにもかかわらず、架空の出張を申請して、旅費等を不正に取得すること）

③カラ謝金（実際に勤務していないにもかかわらず、架空の勤務実態を申請して、賃金等を不正に取得すること）

○不正経理を行ったら？

当然のように制裁を受けます。内容は様々です。

①助成対象事業認定の取消し及び科研費の返還
　不正経理に該当する部分について、助成認定が取り消されます。これに基づき、取消し部分に対応する科研費の返還を要請されます。

②助成資格停止
　科研費への応募資格が停止されます。期間は、1年から 10 年と、幅があります。

③学内処分
　減給・出勤停止・解雇など、大学として処分を行うことが予想されます。

④刑事責任
　最大で 3 年の懲役刑が科されることがあります。
（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」のみで）

⑤民事責任
　学内処分・刑事責任を受けた上で、別途民事上の責任として損害賠償請求をされるかもしれません。

⑥社会的制裁
　「不正経理を行った研究者」というレッテルが張られます。

○どうすればいいの？

「不正経理を行わない」の一言に尽きます。

意識的に行わない限り、預け金やカラ出張などは行いようがありません。

○具体的には
　物品請求をする場合は、原則として物品請求書を出して購入してください。どうしてもご自身で購入せざるを得ない場合でも、事務による検収を経るようにしてください（未開封で持参する、など）。
　出張する場合には、出張申請書、出張旅費精算書を出費の証拠書類と共に提出して下さい。
　謝金・給与を支払う場合は、勤務実態を管理し、勤務実態を示す証拠書類を提出して下さい。

　また、判断に迷う場合には会計担当者や科研費担当者へ、お気軽にご相談ください。日頃からの意思疎通が、大きな問題を防止する有効な方策になります。

科研費不正経理防止の手引き

亀田医療大学

アクセス先一覧

亀田医療大学
　管理部総務課　研究事務担当
　（主たる相談・告発受付窓口）

　財務部財務課　会計担当

日本学術振興会
　科学研究費助成事業 HP
　科研費ハンドブックページ
　https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/index.html

文部科学省
　「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ
　http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm

不正使用例（令和 6 年 3 月 31 日現在）

例 1（預け金）：平成 17～20 年度の研究で用いる消耗品を架空に納品させたことにした請求書により大学から取引業者に支払いを行わせることにより預り金を形成した。
① 補助金返還額：総額約 9,431 万円
② 応募資格の停止　5 年
③ 懲戒解雇相当

例 2（カラ出張）：令和元年・3 年度科学研究費補助金において、研究代表者が虚偽の出張申請を行い、同大学で虚偽の出張申請を行い、私的に流用していた。
① 補助金返還額：総額約 26 万円
② 交付中の助成金の使用停止処置
③ 応募資格停止　5 年
④ 停職 4 ヶ月

例 3（カラ謝金）：令和 3・4 年度の研究代表者が科学研究費補助金において、研究目的で購入した消耗品を研究目的以外の用途に使用するとともに、購入した消耗品の一部を不正に転売するなどし、私的に流用していた。
① 補助金返還額：総額約 34 万円
② 応募資格停止　5 年
③ 停職 1 ヶ月

　このようなことをすると、解雇、補助金返還命令、そして刑事告訴を受けることがあります。